

○国土交通省告示第千百七十号

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の十六第五項の規定に基づき、国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送法施行規則第五十一条の十六第五項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の十六第五項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 講習の対象及び名称
  - 三 講習の実施に関する計画
  - イ 講習を実施する組織
  - ロ 講習の実施要領
- 四 経理に関する事項

五 その他必要と認める事項